

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】 2
- 指定代理納付者の指定【財政局税務部税制課】 3
- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 4
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 5
- 利用料金の額の承認【産業経済局総務政策部雇用政策課】 6

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住宅整備課】 7

北九州市告示第 279 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家及び北九州市立玄海青年の家における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 27 年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立かぐめよし少年自然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目 6 番 15 号	平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
北九州市立もじ少年自然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目 6 番 15 号	
北九州市立玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目 6 番 15 号	

北九州市告示第280号

「ふるさと北九州市応援寄附金」の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月8日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目 7番1号	平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

北九州市告示第 281 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、し尿処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 27 年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州地域環境協同組合連合会	北九州市小倉北区中井二丁目 7 番 3 号	平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 282 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
ニック調剤薬局小倉店	旧	北九州市小倉北区馬借二丁目 6 番 4 号	平成 27 年 6 月 1 日
	新	北九州市小倉北区馬借二丁目 6 番 3 号	

北九州市告示第 283 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 6 条の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額				備考	期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	平 成 2 7 年 7 月 4 日 から 平 成 2 7 年 1 2 月 2 0 日 まで
		個人	1 人	3 0 0 円	1 0 0 円	
		団体（3 0 人以上 ）	1 回	2 4 0 円	8 0 円	

北九州市公告第510号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅整備課
 - (2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成27年8月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
 - ア 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅整備課
 - イ 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課
 - ウ 各区役所総務企画課及び出張所
 - (2) 期間 公告日から平成27年8月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅整備課
 - (2) 期間 平成27年7月16日から同年8月3日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札日時 別表のとおり
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎15階15A会議室

6 入札に参加できる者の資格

(1) 個人又は法人であること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員となっている者

b 実質的に暴力団員がその運営に関与している者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者

f 自らの利益を得る等の目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

g 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 受付及び申請書の交付をする期間

平成27年9月24日から平成28年5月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

電話 093-582-2548

別表 売り払う物件

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	小倉北区平松町 2856番10	宅地	249.30	17,810,000	平成27年8月 25日(火)午前 10時
2	小倉北区平松町 2873番11	宅地	219.78	15,410,000	平成27年8月 25日(火)午前 10時30分
3	小倉北区鑄物師 町98番24	宅地	272.73	20,900,000	平成27年8月 25日(火)午前 11時

4	小倉北区長浜町 298番6	宅地	440.48	33,130,000	平成27年8月 25日(火)午後 1時30分
5	小倉北区長浜町 298番10	宅地	137.07	10,420,000	平成27年8月 25日(火)午後 2時
6	小倉北区長浜町 298番11	宅地	130.54	9,930,000	平成27年8月 25日(火)午後 2時30分
7	八幡東区西丸山 町799番30	宅地	138.17	3,210,000	平成27年8月 26日(水)午前 10時
8	八幡東区西丸山 町813番35	宅地	103.50	3,080,000	平成27年8月 26日(水)午前 10時30分
9	八幡東区東丸山 町132番3	宅地	158.43	6,990,000	平成27年8月 26日(水)午前 11時
10	八幡西区西折尾 町894番119	宅地	1,766.17	91,320,000	平成27年8月 26日(水)午後 1時30分